

松山東雲学園ハラスメント防止に関する基本方針

(基本理念)

松山東雲学園（以下「学園」という。）は、キリスト教主義を建学の精神とし、人格教育を行う教育機関として、一人ひとりの人格と人権を尊重し、学生、生徒、児童、園児、教職員その他学園に関わるすべての者が、安心して学び、働き、教育、研究その他の活動を行うことのできる環境を整える。

1. 目的

この基本方針は、学園における人権尊重の基本的な考え方を明らかにするとともに、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント及びその他のハラスメントを防止し、発生した場合に適切に対応するための基本的事項を定める。

2. 基本的な考え方

(1) 学園は、いかなる理由によっても人権を侵害する行為を容認しない。

(2) ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、学習、教育、研究及び職務遂行の環境を損なう人権問題として捉える。

(3) 学園は、未然防止に努め、問題発生時には被害を受けた者の安全と尊厳に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

(4) 相談、申立て、調査等で知り得た個人情報及び秘密を適切に取り扱い、相談・協力等を理由とする不利益な取扱いを行わない。

(5) 相談者・申立人、被害を受けた者及び相手方その他関係者の人格と権利に配慮し、公正かつ適切に取り扱う。

3. 対象

この基本方針は、学園の設置する学校その他の組織に所属する学生、生徒、園児、児童、教職員及び学園の活動に関わる者を対象とする。具体的な適用範囲は、関係する規程等に定める。

4. ハラスメントの防止

学園は、ハラスメントに関する正しい理解を促進するため、研修、教育、啓発その他必要な措置を講じる。また、組織として相談・対応できる体制を整備し、必要に応じて外部の専門機関等とも連携する。

5. 相談及び救済

学園は、ハラスメント等に関する相談を安心して行うことのできる相談窓口を整備し、相談者の意思及び状況に配慮しながら必要な支援を行う。調査、事実確認、調停、是正措置、再発防止等の具体的な手続については、別に定める規程等による。

6. 学園及び構成員の責務

学園は、ハラスメントを防止するため必要な制度・体制を整備する。学園の構成員は、人権を尊重し、相互に人格を尊重するとともに、ハラスメントの防止に努める。管理監督・教育指導等の立場にある者は、特に適切な環境の確保に努める。

7. 関係規程

この基本方針に基づく具体的な相談、調査、対応、措置その他必要な事項は、「松山東雲学園ハラスメント防止等に関する規程」「松山東雲学園ハラスメント等人権問題委員会規程」その他関係規程に定める。

8. 見直し

学園は、社会状況、法令、教育・研究環境等の変化を踏まえ、必要に応じてこの基本方針を見直す。

附則

この基本方針は、2026年10月1日から施行する。